厚木市教育情報セキュリティポリシー

教育情報セキュリティ基本方針

平成３１年３月１日　策定
令和　２年11月17日　改定
令和　３年４月１日　改定

厚木市教育委員会

＜目　　次＞

第１章　教育情報セキュリティ基本方針

１　目的

小・中学校が取り扱う情報には、児童・生徒の個人情報のみならず保護者、教職員、その他地域住民に関する情報等学校運営に欠かせない重要な情報等が数多く含まれ、外部への情報漏えい等が発生した場合には、極めて重大な結果を招くおそれがある。

したがって、本市の教育情報ネットワークにおいて、個人情報を始めとする情報資産を漏えいや改ざん、コンピュータウイルスによるシステム障害、災害や事故等の様々な脅威から防御することは、保護者や地域住民等から信頼される安心・安全な学校づくりには必要不可欠なことである。

こうしたことから、市立小・中学校における情報セキュリティ対策を総合的、体系的かつ具体的に整備することを目的に、教育情報セキュリティポリシーを定めることとする。

このうち基本方針は、各小・中学校が所管する教育情報資産においても、本市全体の基本方針と共通のものであるとの認識の上に立ち、厚木市情報セキュリティ基本方針を準用するものとする。

２　定義

⑴ 教育情報システム

本市の学校教育において使用されるサーバ及び端末（ネットワーク、ハードウェア及びソフトウェア）並びに記録媒体等で構成され、処理を行う仕組みをいう。

⑵ 教育情報資産

対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ア　教育情報ネットワーク及び教育情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

イ　教育情報ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ　教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

⑶ 情報セキュリティ

情報資産の機密の保持並びに正確性及び完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態の維持をすることをいう。

⑷ 教職員

学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条及び第49条に規定する者で、市長が設置する小・中学校に従事する職員並びにその他の支援員等をいう。

３　教育情報セキュリティポリシーの位置付けと教職員等の義務

教育情報セキュリティポリシーは、本市が所管する教育情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、教育情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。

したがって、本市の全ての教職員、教育情報資産に係る業務に携わる教育委員会事務局の職員、指定管理者及び外部委託事業者に属する者（以下「教職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たって、教

育情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負うものとする。

４　教育情報セキュリティ管理体制

本市の教育情報資産について、情報セキュリティ対策を推進し、及び管理するための体制を確立するものとする。

５　教育情報資産の分類

教育情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

６　教育情報資産への脅威

教育情報セキュリティポリシーを策定する上で、教育情報資産に対する脅威の発生度合や発生した場合の影響を考慮すると、特に認識すべき脅威は、次のとおりである。

⑴ 部外者の侵入、盗難及び故意の不正アクセス又は不正操作による機器若しくは情報資産の破壊、盗聴、改ざん、消去等

⑵ 教職員等による機器若しくは情報資産の持出し又は誤操作及びアクセスのための認証情報若しくはパスワードの不適切管理、故意の不正アクセス若しくは不正行為による破壊、盗聴、改ざん、消去等、搬送中の事故等による機器又は情報資産の盗難並びに規定外の端末接続によるデータ漏えい等

⑶ コンピュータウイルス、地震、落雷、火災等の災害、事故、故障等によるサービス及び業務の停止

７　教育情報セキュリティ対策

６で示した脅威から教育情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

⑴ 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷及び妨害等から保護するための物理的な対策

⑵ 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、教職員等に教育情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底するための十分な教育及び啓発

⑶ 技術及び運用におけるセキュリティ対策

教育情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するための情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策、システム開発等の外部委託、ネットワークの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等の運用面の対策及び緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための危機管理対策

８　教育情報セキュリティ対策基準の策定

本市の様々な教育情報資産について、７の情報セキュリティ対策を講ずるに当たっては、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一的なレベルで定める必要がある。このため、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を明記した教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがある情報資産であることから非公開とする。

９　教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準を遵守して情報セキュリティ対策を実施するために、情報資産ごとに実施手順等をそれぞれ定めていく必要がある。このため、情報資産に対する脅威及び情報資産の重要度に対応する教育情報セキュリティ対策基準の基本的な要件に基づき、教育情報資産の情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがある情報資産であることから非公開とする。

10　教育情報セキュリティ監査の実施

教育情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的及び必要に応じて監査を実施する。

11　評価及び見直しの実施

教育情報セキュリティ監査の結果等により、教育情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、教育情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。